別記様式第3号(第7条関係)

第　　　　号

年　　月　　日

法人文書部分開示決定通知書

様

国立大学法人新潟大学　　　　　　　　　　　　　印

　　　　 年　　　月　　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，その一部を開示することと決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により，下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求のあった法人文書の名称 |  |
| 開示しない部分及び一部を開示しない理由 | 開示しない部分：  (一部を開示しない理由) |
| 開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別 | 1)　開示請求書のとおりの方法で開示の実施ができる。  2)　開示請求書のとおりの方法で開示の実施ができない。  　実施できない理由： |
| 求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額 | 1)　閲覧による方法  2)　写しの送付による方法  　予想される開示実施手数料の額  　　1)の場合：　　　円　　2)の場合：　　　円 |
| 大学において開示を実施できる日時及び場所  別添の「開示の実施方法の申出書」には，これらの日のうちから希望する日を選択してください。 | 1)　　　年　　月　　日(　)　　時　　分  2)　　　年　　月　　日(　)　　時　　分  3)　　　年　　月　　日(　)　　時　　分  場所：  住所： |
| 写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額 | 準備に要する日数：　　　　　　日間  郵送料の額：　　　　　　　　　円 |

＜説明事項＞

1　開示の実施方法の申出は，この通知書を受け取った日から30日以内に，同封した「開示の実施方法の申出書」に，開示実施手数料を納付して申出を行ってください。

2　開示の実施方法は，「求めることができる開示の実施方法」欄に記載されている方法から自由に選択できます。一旦，閲覧をした上で，後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし，その場合は，最初に閲覧を受けた日から30日以内に，別途「法人文書の更なる開示の申出書」をご提出していただく必要があります。)。

　 また，写しの送付をご希望される場合は，「開示の実施方法の申出書」にその旨を記入してください(ただし，その場合は，開示実施手数料のほかに，郵送料(郵便切手)が必要になります。)。

3　大学における開示の実施を選択される場合は，「大学において開示を実施できる日時及び場所」に記載されている日時から，ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合の良いものがない場合は，情報公開担当(TEL　　　　　　　)までご連絡ください。

　 なお，開示の実施の準備を行う必要がありますので，「開示の実施方法の申出書」は，開示を受ける希望日の5日前までに，情報公開担当に届くようにご提出願います。

4　開示実施手数料の算定について

　(1)　手数料の計算方法

　　　開示実施手数料は，選択された開示の実施の方法に応じて，本学の定める算定方法に従って基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し，当該額が開示請求手数料の額に達するまでは無料，開示請求手数料の額を超える場合は当該額から開示請求手数料の額を差し引いた額となります。

　　(例)　開示請求手数料が300円の場合

　　～150ページある法人文書を閲覧する場合～

　　　　　100枚までごとにつき100円　→　基本額 200円　→　300円以下のため無料

　　～150ページある法人文書の写しの交付を受ける場合～

　　　　　用紙1枚につき10円　→　基本額1,500円　→　1,500円－300円＝1,200円

　　～150ページある法人文書のうち100ページは閲覧し，残りの50ページは写しの交付を受ける場合～

　　　　　閲覧に係る基本額100円＋写しの交付に係る基本額500円＝基本額の合算額600円

　　　　　600円－300円＝300円

　(2)　手数料の減免

　　　生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については，開示請求1件につき2,000円を限度として，手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は，「開示実施手数料の減額(免除)申請書」に必要証明書を添付してご提出してください。

　(3)　手数料の納付

　　　納付方法は，①窓口において現金による納付，②銀行振込による納付のいずれかで納付してください。

　　　―　銀行振込口座　―

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第四北越銀行　内野支店　普  国立大学法人新潟大学　学長 |  |

5　不開示部分に係る審査請求

　 この決定に不服がある場合は，行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に，国立大学法人新潟大学に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることができなくなります。)。

　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6箇月以内に，国立大学法人新潟大学を被告として(訴訟においては学長が代表者となります。)，新潟地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6箇月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

6　ご不明な点がある場合は，情報公開担当(TEL　　　　　　　　)にお問い合わせください。